

## 在宅療養手帳事業の取り扱いについて（Q&A）

### 1 手帳の様式等について

Q1 事前に配付された在宅療養手帳がなくなった場合は、どうすればいいですか。

A 医師会事務局に用意していますので、お手数ですが取りに来てください。  
なお、守山市（高齢福祉課・すこやか生活課）または野洲市（地域包括支援センター）にも保管しています。

Q2 在宅療養手帳の様式がなくなった場合は、どうすればいいですか。

A 医師会事務局に様式を用意していますので、お手数ですが取りに来てください。  
なお、守山市（高齢福祉課・すこやか生活課）または野洲市（地域包括支援センター）にも保管しています。  
今後、守山野洲医師会のホームページ上に、在宅療養手帳のコーナーを作り、ダウンロードできるよう準備を進めていきますので、ご活用ください。

Q3 在宅療養手帳や様式の変更はありますか。

A 当面、今のままで使用してください。運用面は、対象者にあわせて工夫をお願いします。

### 2 手帳の交付に関して

Q4 これまでに発行された手帳は、どうすればいいですか。

A すでに守山市、野洲市で発行した手帳はそのままお使いいただけます。

Q5 守山市、野洲市の手帳の区別は、どうすればいいのですか。

A 当面の間は、これまで通り、守山市民の人には、発行が「守山市・守山野洲医師会」となっている手帳（青色ファイル）を、また、野洲市民の人には、発行が「野洲市・守山野洲医師会」となっている手帳（紺色ファイル）をお渡しください。なお、様式等は同じものを使用しています。

Q6 手帳の交付番号は、どのようにつけるのですか。

A 守山市民、野洲市民と区別することなく、事業所毎に番号（事業所番号 - 番号）をつけてください。

守山市ですでに付した番号の続きで、4月から番号を付していただきます。

3月までに守山市で発行した手帳は、そのままの番号となりますので、変更の必要はありません。野洲市で発行した手帳は、発行番号を振りなおし、3月末日までに各事業所にご連絡しますので対応をお願いします。

### 3 手帳の交付の報告に関して

Q7 在宅療養手帳を交付した場合は、どのように報告すればいいですか。

A 1か月毎に事業所単位で「在宅療養手帳交付台帳」に交付状況を取りまとめていただき、「承諾・申込書」といっしょに、月初めに医師会にご提出ください。

Q8 在宅療養手帳の利用に変更があった場合は、どのように報告すればいいですか。

A ご本人が死亡されたり転出されるなど利用に変更があった場合は、1か月毎に事業所単位で「在宅療養手帳変更届」に取りまとめていただき、月初めに医師会にご提出ください。

### 4 手帳の利用に関して

Q9 関係者の協力がいただけない場合、どうすればいいですか。

A 協力がいただける範囲から進めてください。

なお、医師会の先生方の理解が得られない場合は、医師会事務局までご連絡ください。医師会で対応します。

Q10 すでにご本人が持たれているお薬手帳などは、どうすればいいですか。

A ご本人やご家族の意向を確認し、在宅療養手帳に適宜はさんでご利用ください。お薬手帳の他、医療、介護に関する情報（退院時サマリー、ケアプラン等）も同様です。

### 5 事業の評価について

Q11 今後、関係者が意見を交換したりする機会がありますか。

A 年に数回、医師会では評価会議を開催する予定です。その際には、関係者の皆様にご案内します。

Q12 在宅療養手帳の交付や活用方法、その他聞きたいことがある場合はどこに連絡すればいいですか。

A 守山市（地域包括支援センター・すこやか生活課）、野洲市（地域包括支援センター・高齡福祉課）または医師会にご相談ください。